

(目的)

第1条 この制度は、青ヶ島村立小学校・中学校に入学または転学を希望する児童・生徒に対し、村内の受け入れ保護者（以下「しま親」という。）の協力を得て、受け入れを実施し、しま親留学制度、親子留学制度、孫・親戚留学制度により、豊かな自然の中で相互の教育効果の向上を図るとともに、学校の活性化と教育の振興・充実を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 前条目的のために、青ヶ島村離島留学推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(留学生の募集基準)

第3条 この制度により受け入れる児童・生徒は、次のとおりとし、協議会が面接の上決定する。

- (1) 青ヶ島の自然や環境を理解し、就学を希望する児童・生徒
- (2) 人との繋がりや、島の自然を通じた学び活動を積極的に体験しようとする心身ともに健康な児童・生徒
- (3) 感謝、自立・共生・協調の意識高揚、向上心と挑戦心を大切にし、地域の一員になることを受け入れることができる児童・生徒
- (4) しま親留学（小学4年生から中学3年生までの児童・生徒）
実親のもとを離れて、しま親のもとで留学を行う。
- (5) 親子留学（小学1年生から中学3年生までの児童・生徒）
村内の住宅に親子で転居し留学を行う。住宅については、協議会が指定する。
- (6) 孫・親戚留学（小学1年生から中学3年生までの児童・生徒）
村内に在住する祖父母及び三親等内の親族(以下「受け入れ親族」という。)のもとで留学を行う。

2 留学までの日程は、以下(表)のとおりとする。

4月	募集開始
7月～8月末日	面接及びしま親面談
9月	留学生決定、学校説明会（オンライン）
3月	契約、諸手続き（転校、費用等）
4月	新年度開始

3 募集人数は、卒業生徒数、継続留学の人数で変わるため、若干名とする。

(しま親の募集基準)

第4条 この制度によるしま親、受け入れ親族は、次の条件にかなう者の中から、協議会が面接の上決定する。

- (1) 青ヶ島村離島留学制度を理解し、積極的に支援する意志がある者
- (2) 留学生と生活を共にし、責任を持って管理・監督が出来る者
- (3) 誰とでも仲良くし、様々な地域の諸活動にも積極的に参加出来る者

(期間)

第5条 留学の期間は、原則として4月から翌年3月までの1年とする。ただし、継続を希望する場合は、協議会に申請し協議の上決定する。

(契約事項)

第6条 この制度に適合し、受け入れを決定された実親及び児童・生徒は、次の事項を履行するものとする。

- (1) 留学生は、青ヶ島村に住民登録すること。(親子留学の場合は、家族全員)
- (2) 健康保険証を持参すること。
- (3) 協議会立会いの上で、しま親との契約を締結すること。
- (4) 衣服・寝具は持参すること。
- (5) 実親並びにしま親、受け入れ親族は必要に応じて綿密な連絡を取り合うこと。

(経費)

第7条 この制度における委託料及び留学生に係る経費は、次のとおりとする。

(1) しま親留学制度

ア 委託料(食費等)は、月額80,000円とする。その内訳は実親が月額30,000円、村補助金が月額50,000円。実親は委託料を毎前月25日までにしま親の指定する口座に納入しなければならない。なお、不慮の病気や怪我等により児童・生徒が帰省した場合は、16日以上を1か月とみなし、16日未満は日額計算(1日2,500円)とする。この場合、実親は、日額の委託料のうち1,000円を負担し、村は、1,500円を補助する。

イ 学校給食費は、実親負担とし、学校が定める期日までに納入すること。

ウ 学校教材費・医療費・学用品費・PTA会費・衣料費・遊具類費・通信費・遠足・旅行費等の費用及び小遣い等、児童・生徒にかかる経費は、実親負担とする。

(2) 親子留学制度

ア 児童・生徒に係る経費は、原則として保護者の負担とする。

イ 村は留学支援として、引っ越し費用の1/2を補助する(上限100,000円)。

ウ 住宅費補助として収入に応じた住宅費の半額を毎月補助する(上限50,000円)。

(3) 孫・親戚型留学

ア 児童・生徒に係る経費は、原則として実親、受け入れ親族の負担とする。

イ 留学に係る経費の一部を留学支援として、月額30,000円を補助する。なお、不慮の病気や怪我等により児童・生徒が帰省した場合は、16日以上を1か月とみなし、16日未満は日額計算とし1日1,000円を補助する。

(しま親、祖父母等とその義務)

第8条 協議会は第4条で定めた基準により決定された者をしま親、孫・親戚留学の受け入れ者として委嘱する。しま親、受け入れ親族は実親、学校、地域とよく連携を取り、児童・生徒を家庭的に養育し、健やかに成長するように努力しなければならない。

(親子留学とその保護者の義務)

第9条 親子留学において、保護者は、留学児童・生徒の養育に責任を持つことはもとより、村民の一人として、地域住民と積極的に関わるなど連携を深め、子供たちの健全育成に努めなければならない。

(事故発生時の処置)

第10条 児童・生徒に、病気又は何らかの事故が発生した時の対応は、次のとおりとする。

- (1) しま親、受け入れ親族は実情に応じ適切な処置をとること。
- (2) しま親、受け入れ親族は、速やかに実親に連絡し、指示を受けるとともに協議会に連絡する。
- (3) 必要に応じ、協議会が立ち合い、又は協議して善処する。
- (4) 前3項に規定する処置については、親子留学の場合は、保護者の責任において行うものとする。

(留学生の帰省)

第11条 しま親留学の留学生は、長期休業中については帰省するものとするが、往復については実親又は実親あるいはしま親の委任を受けた者が引率するものとする。

2 しま親留学、孫・親戚留学の留学生の夏季休業、冬季休業の帰省にかかわる往復の交通費は、村が助成する。額については、下の表に定めるところによるものとする。

対象経費	金額
青ヶ島←→八丈島	東京愛らんどシャトル運賃
八丈島←→羽田	アイ切符運賃
備考	(1) 申請する際は、搭乗券と領収書の両方(原本)を添付する。 (2) 欠航により、やむを得ず船で移動した場合、実費額を助成する。

(解約)

第12条 次の事項に該当する場合は、協議会立会いの上で、契約を解約することができる。

- (1) 児童・生徒自身が、留学を希望しなくなったとき。
- (2) 児童・生徒の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき。
- (3) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき。
- (4) 児童・生徒が病気や事故等により、長期間就学が困難であると判断されたとき。
- (5) 家庭の事情等により解約希望が生じたとき。
- (6) 台風等の被害により、しま親宅での留学が困難であると判断されたとき。
- (7) しま親の怪我や病気等により、養育が困難であると判断されたとき。
- (8) その他、実親としま親の間に不和等が生じたとき。
- (9) 親子留学、孫・親戚留学において、保護者がPTA会員及び村民としてその責務を果たさず、学校や地域住民に多大な迷惑をかけたとき。

(その他)

第13条 しま親がやむを得ず、一家留守をせざるを得ない状況が発生した場合、すみやかに協議会に連絡するとともに、留学生のその期間の宿泊については、協議会と協議の上、決定する。その場合、しま親が臨時的に留学生を受け入れた家庭に支払う委託料は、1人1泊3,000円とする。また、事故発生時の処置については、第10条のしま親を、留学生を受け入れた家庭に置き換えて行う。

2 この要綱に定めるもののほかは、実親、しま親及び協議会が誠意を持って協議し、善処解決を図るものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和8年要綱第1号)

この要項は、令和8年4月1日から適用する。